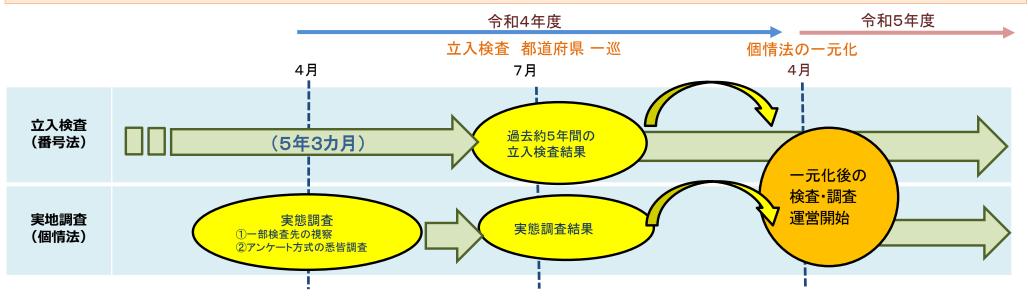
# 今後の地方公共団体等に対する 監視・監督活動の方向性

令和4年8月31日
PPC 個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

## (本資料の内容)

- 令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が個情法(※1)に統合されるとともに、令和5年4月1日から地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)も、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)の監視対象に一元化される。
- 〇 個情法の一元化後、地方公共団体等に対して、①従前からの番号法(※2)に基づく立入検査に加えて、②令和5年度からの個情法に基づく実地調査 も実施することとなる。
- 立入検査と実地調査(※3)を一体的に運営し、効果的・効率的な監視・監督活動を実現させるために、①過去約5年間の立入検査結果、及び②保 有個人情報の取扱い状況の実態調査結果を踏まえて、今後の方向性、具体的な監視・監督方法を検討・整理した。
  - 一 監視・監督活動の取組みとして、①平時における監視、②定期的な報告による監視、③定期的・計画的な立入検査・実地調査、④事案発生時の対応が挙げられる。このうち、①及び④については、一元化により対象が地方公共団体等にも拡がり、体制面での拡充は必要となるものの、基本的な取組方法には特段の変更はないものと考えられる。このため、本資料においては、監視・監督活動の方向性に関して、主に③を中心に、付随的に②について、検討・整理を行うこととする。



- ※1 本資料では、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を「個情法」という。
- ※2 本資料では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」を「番号法」という。
- ※3 本資料において、立入検査と実地調査の一体的な運営を示す場合、「立入検査・実地調査」又は単に「検査・調査」という。

(目次)

- I 現状の分析と今後の方向性
  - 1. 番号法に基づく立入検査
  - 2. 個情法に基づく実地調査

Ⅱ 具体的な監視・監督方法

Ⅰ 現状の分析と今後の方向性

## 1. 番号法に基づく立入検査

- (1)立入検査結果 ①
  - 委員会は、番号法に基づき、特定個人情報の取扱い状況について、行政機関等に対し定期 的に立入検査を行うこととされているが(番号法第29条の3①)、地方公共団体等につい ては、定期的な報告を受けることとされている(番号法第29条の3②)。
  - 他方で、地方公共団体等についても、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、番号法に基づく上記の定期的な報告にとどまらず、特定個人情報を取り扱う者その他関係者に対する立入検査の規定(番号法第35条①)を活かし、市区町村に対し、計画的な立入検査を行っている。

(以下、単に「立入検査」又は「検査」と記載している時は、この市区町村に対する計画的な立入検査を指す。)

#### (検査対象のカバレッジく次ページ(図表1)参照>)

- 〇 これまで、各都道府県で選定した市区町村(3~7検査先)に対して立入検査を実施してきたが、この5年間(平成29年度から令和4年度第1四半期)で47都道府県を一巡したかたちになる。もっとも、5年間の検査先数の合計は170にとどまっており、すべての市区町村に対し、短期間の周期で立入検査を行うことは困難。
- ⇒ 立入検査について、各年度における検査先数を引き上げつつ、これには限界もあるため、 各市区町村における漏えい等のリスク評価の精度を高め、優先度の高い市区町村から検 査を行っていくことが有効。
- ⇒ 併せて、立入検査を実施できない市区町村も含めた、全国ベースでの波及的な啓発・支援を一層推進していくことが有効。

## (図表1)立入検査の実施状況

#### ▽ 各都道府県内の市区町村(政令指定都市を除く)に対する検査の実施状況<平成29年度から令和4年度第1四半期>)

1			1					
都道府県	実施年度	先数	都道府県	実施年度	先数	都道府県	実施年度	先数
北海道	令和4年度	6	石川県	平成30年度	3	岡山県	平成30年度	3
青森県	令和3年度	4	福井県	平成30年度	3	広島県	令和元年度	3
岩手県	令和3年度	4	山梨県	令和3年度	4	山口県	令和2年度	3
宮城県	平成30年度	3	長野県	令和3年度	4	徳島県	令和2年度	3
秋田県	平成30年度	3	岐阜県	令和元年度	3	<b>老</b> 川旧	平成29年度	7
山形県	令和元年度	3	静岡県	令和元年度	3	香川県	令和4年度	/
福島県	令和3年度	4	愛知県	平成30年度	3	愛媛県	平成30年度	3
茨城県	令和元年度	3	三重県	令和3年度	4	高知県	令和3年度	4
栃木県	平成30年度	3	滋賀県	令和元年度	3	福岡県	令和2年度	3
群馬県	平成30年度	3	京都府	平成30年度	3	佐賀県	平成30年度	3
埼玉県	平成30年度	3	大阪府	令和元年度	3	長崎県	平成30年度	3
イ共旧	 平成30年度	-	兵庫県	令和元年度	3	熊本県	平成29年度	5
千葉県	令和4年度	/	奈良県	令和元年度	3	大分県	令和元年度	3
東京都	平成30年度	6	和歌山県	令和3年度	4	宮崎県	令和2年度	3
神奈川県	令和3年度	4	鳥取県	令和3年度	4	鹿児島県	令和元年度	3
新潟県	令和3年度	4	島根県	平成30年度	2	沖縄県	令和3年度	4
富山県	 平成29年度	5			•		計	170

<sup>※</sup> 検査項目等を絞った立入検査(コロナ禍における、オフサイト・モニタリングの手法を活用した検査を含む)の実施状況。

<sup>※</sup> 検査先については、市区町村の規模、過去の検査状況、定期的な報告の内容等を勘案して選定しており、上記170のうち、「市」が大宗を占めている。

## (1)立入検査結果②

#### (評定結果)

- 評定結果をみると、B評定(おおむね所要の管理体制が整備されている)以上は2割程度にとどまっており、残り8割程度は管理体制に不十分な部分が認められた。
- ⇒ 多数の市区町村において、管理体制が不十分である状況の中、引き続き、特定個人情報の適正な取扱いの確保に 向け、立入検査を継続していく必要。

#### ▽ 評定結果

評定	不備事項数	比率(先数)	
A (十分な管理体制が整備 されている)	0	4% (7先)	O割和麻
B (おおむね所要の管理体制 が整備されている)	1~2	19% (32先)	2割程度
C (問題点が認められ、 管理体制も一部不十分)	3~4	32% (54先)	]
D (問題点が認められ、 管理体制は不十分)	5 <b>~</b> 6	25% (42先)	8割程度
E (重大な問題点が認められ、 管理体制は極めて不十分)	7以上	21% (35先)	

※検査は12項目であり、その中での不備事項数により評定。

6

## (1)立入検査結果 ③

#### (項目別検査結果)

- 不備事項ありとする検査先の比率をみると、委託関係やシステム関係といった漏えい等事案の直接的な要因となり得る項目において相当程度高い(3~7割程度)ほか、研修、監査、ログの分析の対応状況が芳しくなく、基本的な規程、組織、漏えい時対応といった体制整備でも不十分な検査先が目立っている。
- ⇒ すべての検査項目について底上げを図りつつ、研修、監査、委託及び再委託、ログの分析等の個別項目について 重点的に改善を図る必要。

#### ▽ 項目別検査結果 (※)

	検査項目	不備事項なし	不備事項あり
	規程の整備状況	87 %(148先)	13 %( 22先)
	組織体制の整備状況	66 %(112先)	34 %(58先)
击	漏えい時等の対応体制	72 %(123先)	28 %( 47先)
事 務	研修	21 %(35先)	79 %(135先)
123	監査	46 % (78先)	54 %( 92先)
	委託及び再委託	42 %( 72先)	58 % ( 98先)
	保管及び廃棄(書類)	71 % (120先)	29 % ( 50先)
	インターネット分離の対応状況	100 % (170先)	0 %( 0先)
シ	電子媒体の管理及び使用	75 %(127先)	25 %(43先)
システム	アカウント及びアクセス権の管理	69 % (95先)	31 % (42先)
7	端末及びサーバの管理	60 %(82先)	40 % ( 55先)
	ログの分析等	27 % (37先)	73 %(100先)

<sup>※</sup> 市区町村(政令市を除く)を対象とした立入検査先の数は、平成29年度から令和4年度 (第一四半期まで)の間で170先。ただし、「項目別検査結果」の「検査項目」のうち、「アカウント及びアクセス権の管理」、「端末及びサーバの管理」及び「ログの分析等」については、平成30年度第三四半期から追加された項目であるため、検査先の数は137先となる。

## (2) 今後の方向性①

#### 【課題①:立入検査先の選定・先数】

立入検査について、各年度の検査先数を引き上げつつ、これには限界もあるため、各市区町村における漏えい 等の<u>リ</u>スク評価の精度を高め、優先度の高い市区町村から検査を行っていくことが有効。

#### <優先度に沿った検査先の選定等>

#### 対応策 1. 立入検査先選定の自動化 ⇒ スライド19

- 立入検査先選定の独自モデルを構築し、
- ① 市区町村における漏えい等のリスク評価に有用な情報(※)を変数として分析することで、すべての市区町村をリスクの高低に基づいて優先度付け・リスト化。
- ② その上で、優先度の高い市区町村について、地域バランスを考慮しつつ、検査先数の引き上げも念頭に実地訪問の効率性等も加味してエリア分けをし、各エリアごとに検査・調査を行っていくこととする。
  - ※ 市区町村の規模、特定個人情報を取り扱う事務数・機微性、定期的な報告・過去の立入検査の結果、漏えい等報告の有無・大小、特定個人情報保護評価書の種別、監視・監督システムでの不正兆候分析の結果 等。

#### く検査先数の引き上げ>

#### 対応策 2. 検査要員・検査体制の拡充

- ※ なお、地方公共団体等が委員会の監視対象になることに伴い、漏えい等を未然に防ぐための計画的な実地調査だけでなく、漏えい等が発生した場合における対応も新たに必要となり、こうした漏えい等報告受付件数の大幅増加が見込まれる。 このほか、特に重要度の高い事案(例えば、令和4年6月23日に尼崎市が公表したUSBメモリ紛失事案など)が発生した場合には、個別事案への対応負担増加が見込まれ、更にこうした事案が同時多発的に発生することも想定される。
- ⇒ 検査要員・検査体制については、上記のような事態への対応という観点も含め、更なる充実を図っていくこととする。

#### 対応策 3. 検査の効率化

 市区町村の規模・所在に応じた検査班編制とデジタル技術の活用による効率的な検査 ⇒ スライド20
 地方公共団体等の規模や所在に応じた現地検査官の編成パターンを組み合わせることにより、効率的に検査・ 調査を行っていくこととする。特に、小規模、遠隔地の地方公共団体等については、Webカメラ・会議システムの活用による現地検査官の絞り込みにより更なる効率化を図ることとする。

## (2)今後の方向性②

#### 【課題②:立入検査等の有効性の更なる向上】

すべての検査項目について底上げを図りつつ、研修、監査、委託及び再委託、ログの分析等の個別項目について重点的に改善を図る必要。



<全体的なリスク対策の底上げ>

#### 【従前の取組】

○ 検査指摘事項等について、委員会からの指導として明確に位置付けて、改善に向けた実効性を確保するとと もに、改善が確認できるまでフォローアップを継続。

従前の取組みに加えて、以下の対応策を実施する。

#### 対応策 4. 各地方公共団体におけるハイレベルのリスクコミュニケーションの新設 ⇒ スライド21

- 立入検査を行った地方公共団体のトップマネジメント層との間でハイレベルのリスクコミュニケーションの場を新設し、 検査における指摘事項等を伝達することで、改善に向けた的確かつ迅速な取組みを促すこととする。
- 併せて、リスク管理等に関する意見交換を実施することで、検査では明確になり難いガバナンス面等の課題について も把握し、アドバイス等の支援を実施する。

#### 対応策 5. 保護評価と立入検査の連動によるリスク評価・検証の精度向上 ⇒ スライド22

〇 地方公共団体自身による保護評価(リスク評価)と委員会による地方公共団体への立入検査(リスク管理状況の検証)を連動させることにより、リスク評価・検証の精度向上を図ることとする。

## (2)今後の方向性 ③



< 個別項目ごとにメリハリを付けたリスク対策の強化>

#### 対応策 6. 個別項目ごとにメリハリを付けた立入検査の実施

○ 立入検査の際、メリハリをつけて、特に、研修、監査、委託及び再委託、ログの分析等の項目については、これまで以上に重点的に確認を行うこととする。

#### 対応策 7. 個別項目に対応した委員会資料の活用促進 ⇒ スライド23

- 委員会から公表している法令・ガイドライン等の理解深耕に資するよう様々な参考資料等を案内し、これらの更なる活用の推進を図ることとする。
- 参考資料等のうち、「総括的な資料」は、すべての項目の底上げに有効であり、「各論的な資料」は、重点的な項目の 改善に有効。市区町村ごとの状況に応じた参考資料等の活用促進を図るなど、きめ細かな対応を行うこととする。

## (2)今後の方向性 ④

### 【課題③:立入検査を実施できない市区町村における特定個人情報の適正な取扱いの確保】

立入検査を実施できない市区町村も含めた、全国ベースでの波及的な取組・啓発・支援を一層推進していくことが有効。

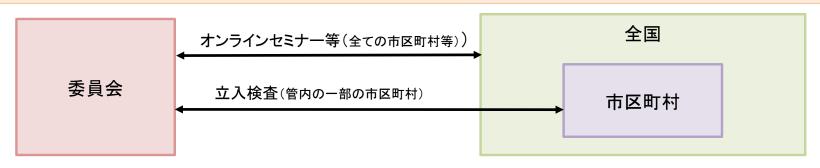
#### 【従前の取組】

- 定期的な報告(令和3年度実施で2,203機関)の結果として、一部の安全管理措置等ができていなかったとする機関 (令和3年度実施で387機関)に対し、個別に連絡を行い、できていなかった措置等に関する公表資料の紹介や具体 的なアドバイス等の支援を実施。
- 個別説明会(令和3年度実施で1回)、委員会ウェブページやSNS、地方公共団体等宛の通知など、様々な機会・媒体を活用し、ガイドライン・Q&A等を踏まえた措置すべき安全管理の内容等について説明等を実施。

従前の取組みに加えて、以下の対応策を実施する。

#### 対応策 8. すべての地方公共団体を対象としたオンラインセミナーの開催

- 従前にはなかった直接的・双方向の機会となるオンラインセミナーを地方ブロック単位ですべての地方公共団体を対象として開催することとする。
- セミナーの内容については、従前の内容に加えて、典型的な検査指摘事項・漏えい等の事案等と対応策、今後の委員会としての取組、法律・ガイドライン等の改正内容、質疑応答など、(特定)個人情報の適正な取扱いの確保に資する包括的なものとする。



- 2. 個情法に基づく実地調査
- (1)実態調査結果(1)
- 令和5年度から開始する地方公共団体等に対する実地調査に向けて、地方公共団体等の保有個人情報の取扱い状況の 把握のため、①一部検査先の視察、②アンケート方式の悉皆調査(回答数3,233/対象数3,366団体、基準時:令和4年1月 1日)を実施。 ※ 財産区は調査対象に含めていない。
- 〇 地方公共団体の機関のうち、マイナンバーを取り扱うことが主に想定されているのは、都道府県(47)、市区町村 (1,718)である一方、個人情報を取り扱うのは、マイナンバーを取り扱う機関に加え、一部事務組合(1,466)・ 広域連合(116)、財産区(3,982)など広範囲に及ぶ。
- 〇 他方、各機関における、保有個人情報の多寡・機微性、安全管理措置の実施状況等には差があるため、こうした点 を踏まえて機関等に優先度を付した上で、計画的な実地調査を行っていく。

#### 調査結果① 〈次ページ(図表3-1)〉

安全管理措置や外部委託に関する基本的な規程整備や 保有個人情報の取扱い状況の把握・整理ができていない 町及び村が多くみられた。



#### 調査結果② <次ページ(図表3-2)>

- ・ マイナンバーに関するものに比べ、多くの団体で個人情報に 関する安全管理措置の実施状況は芳しくなかった。
- ・ 特に、町及び村では、電子媒体の施錠保管等や外部送信時のパスワード設定の実施状況が芳しくなく、内部監査又は自己点検など自ら不備を確認する仕組みも不十分とみられた。



び前、立入検査を行ってこなかった町及び村に対しても、 実地調査を行っていく必要がある。

#### 調査結果③ <次ページ(図表3-1、図表3-2)>

- ・マイナンバーに関するものに比べ、多くの団体で個人情報に関する安全管理措置の実施状況は芳しくなかった。
- 特に都道府県では、取り扱う個人情報の量が多数であるにも関わらず、実施状況が芳しくなかった。



- 従前、立入検査を行ってこなかった<u>都道府県に対しても、</u> 実地調査を行っていく必要がある。
- ※ <u>一部事務組合・広域連合、財産区については、</u>安全管理措置の実施状況は芳しくないものの、取り扱う事務が限定的であり、<u>保有個人情報・要配慮個人情報ともに少ないことから、まずは、都道府県・市区町村を中心として実地調査を行っていく</u>。

## (図表3-1)地方公共団体等の安全管理措置の実施状況

#### ▽ 個人情報保護に関するアンケート方式の悉皆調査結果

(整備・措置済との回答率)

•										'
	【個人情報に関する安全管理措置の整備状況】	都道府県	政令市	中核市	特例市	一般市	特別区	田丁	村	一組等
規程	安全管理措置に関する統一規程を整備している	81%	89%	91%	90%	98%	91%	76%	61%	29%
	統括責任者の指定	40%	57%	43%	65%	54%	57%	62%	69%	46%
組	部署ごとの責任者の指定	64%	57%	79%	87%	71%	100%	64%	70%	44%
織	情報セキュリティの責任者や管理者、担当者を任命	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	-
的	CISO(最高情報セキュリティ責任者)の任命状況	96%	100%	100%	96%	97%	100%	90%	84%	-
安	CIO(情報統括責任者)の任命状況	76%	95%	79%	65%	84%	96%	87%	80%	-
全	監査・点検の実施(R1総務省個情調査)	60%	57%	54%	83%	39%	83%	35%	44%	23%
管	内部の監査部署による監査	45%	33%	48%	48%	36%	43%	29%	31%	8%
理	外部機関による監査	13%	10%	10%	13%	5%	39%	6%	13%	3%
措	職員自身による自己点検	51%	33%	53%	52%	33%	70%	37%	49%	22%
置	情報セキュリティについて内部監査を実施	91%	95%	89%	70%	52%	65%	44%	49%	-
	情報セキュリティについて外部監査を実施	45%	57%	30%	22%	16%	57%	8%	10%	-
	情報セキュリティポリシー等の自己点検を実施	81%	95%	80%	83%	54%	70%	47%	46%	-
人	教育・研修の実施(R1総務省個情調査)	100%	57%	97%	100%	93%	100%	80%	76%	45%
的安	職員に対する研修	96%	100%	93%	96%	84%	100%	70%	68%	27%
全	漏えい等事案発生時に全職員に対して注意喚起を実施	70%	76%	82%	70%	80%	83%	75%	71%	50%
管理	日常業務における個人情報の取扱いに関する指導、注意	91%	90%	93%	87%	89%	100%	88%	87%	71%
理措	標的型メール訓練の実施	60%	67%	57%	39%	36%	35%	27%	23%	11%
置	退職者に対する守秘義務等の周知	53%	67%	72%	70%	64%	83%	64%	73%	51%
物	個人情報を取り扱う部屋や区域の入退室管理	57%	76%	80%	74%	71%	91%	71%	75%	32%
理	外部媒体の使用に関する規程の策定	89%	90%	93%	96%	83%	96%	68%	59%	29%
的安	パソコン等のセキュリティワイヤーによる固定	62%	95%	83%	78%	66%	100%	55%	57%	25%
全	パソコン等の持出しの原則禁止	96%	95%	97%	100%	98%	100%	97%	96%	79%
管理	媒体(紙、USB、パソコン等)の施錠保管	79%	95%	90%	96%	86%	100%	76%	76%	63%
措	書類のシュレッダーや溶解による処分	96%	100%	97%	100%	98%	100%	97%	98%	87%
置	電子媒体の復元不可能な方法による廃棄	96%	100%	98%	100%	97%	100%	94%	93%	73%
技	個人情報を取り扱わない職員の個人情報へのアクセス制限	74%	95%	100%	100%	97%	96%	96%	93%	55%
術	パスワードの適正な取扱い	87%	95%	93%	96%	84%	100%	75%	75%	48%
的安	メールでの外部送信時のパスワード設定	83%	95%	90%	87%	78%	100%	58%	59%	38%
全	インターネットからの切離し	62%	86%	97%	96%	98%	100%	96%	94%	44%
管理	ファイヤーウォールの設定	96%	95%	98%	100%	98%	100%	96%	96%	70%
措	ソフトウェアを常に最新の状態に保つ	94%	90%	90%	87%	88%	91%	82%	81%	68%
置	システムの設計書・構成図等の安全な保管	79%	95%	92%	91%	91%	100%	84%	79%	47%
	全体	75%	80%	80%	80%	73%	86%	68%	68%	44%
-										

## (図表3-2)特定個人情報に係る安全管理措置の実施状況との比較

#### ▽ 個人情報保護に関するアンケート方式の悉皆調査結果

#### (整備・措置済との回答率)

●今回調査の結果	都道府県	政令市	中核市	特例市	一般市	特別区	田丁	村	一組等
統一規程の整備	81%	89%	91%	90%	98%	91%	76%	61%	29%
部署ごとの責任者の指定	64%	57%	79%	87%	71%	100%	64%	70%	44%
監査・点検の実施	60%	57%	54%	83%	39%	83%	35%	44%	23%
教育・研修の実施	100%	57%	97%	100%	93%	100%	80%	76%	45%
セキュリティワイヤーによる固定	62%	95%	83%	78%	66%	100%	55%	57%	25%
個人情報へのアクセス制限	74%	95%	100%	100%	97%	96%	96%	93%	55%

### ▽ 番号法に基づく定期的な報告の結果

#### (整備・措置済との回答率)

●番号法に基づく定期報告の結果	都道府県	政令市	中核市	特例市	一般市	特別区	田丁	村	一組等
規程等の整備	100%	100%	100%	100%	100%	100%	99%	97%	99%
役割の明確化	100%	100%	98%	100%	100%	100%	99%	98%	99%
監査等の実施	100%	100%	97%	100%	95%	100%	94%	93%	98%
事務取扱担当者向け研修の実施	100%	100%	97%	100%	99%	100%	97%	95%	99%
盗難等の防止	100%	100%	100%	100%	96%	100%	95%	96%	99%
アクセス権限の管理	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	99%	99%

## (1)実態調査結果②

#### 【各団体内の各部署における個人情報の多寡・機微性】

#### 調査結果④ 〈次ページ(図表4)参照〉

・何れの地方公共団体においても、多くの、かつ機 微性のある個人情報を扱っている部局として、福 祉系の部局(こども系の部局を含む)や教育委員 会、病院系の部局(公立病院を含む)を挙げた。



○ 事務が限定されている番号法に基づく検査と異なり、個情法に基づく調査は、すべての首長部局、行政委員会等が対象となり得るが、個人情報の多寡・機微性に応じて、まずは、各団体の福祉系の部局、教育委員会、病院系の部局に重点をおく方向で検討する。なお、住民課系・課税系の部局は、番号法に基づく検査の中で実施。

#### 【都道府県・制度所管課の体制等】

#### 調査結果(5)

・制度所管課において、庁内の保有個人情報の把握が 十分とはみられない都道府県がみられたほか、出先機 関(支所、保健所、児童相談所、学校、図書館等)の取 扱ルールや実際の取扱状況を把握していない都道府 県が少なからずみられた。



○ 調査対象として、<u>左記部局の総括課、原課に加えて、</u> 出先機関(保健所、児童相談所、学校、公立病院等) を含めることも検討。

## (図表4)個人情報ファイルの保有部署

## ▽ 個人情報保護に関するアンケート方式の悉皆調査結果

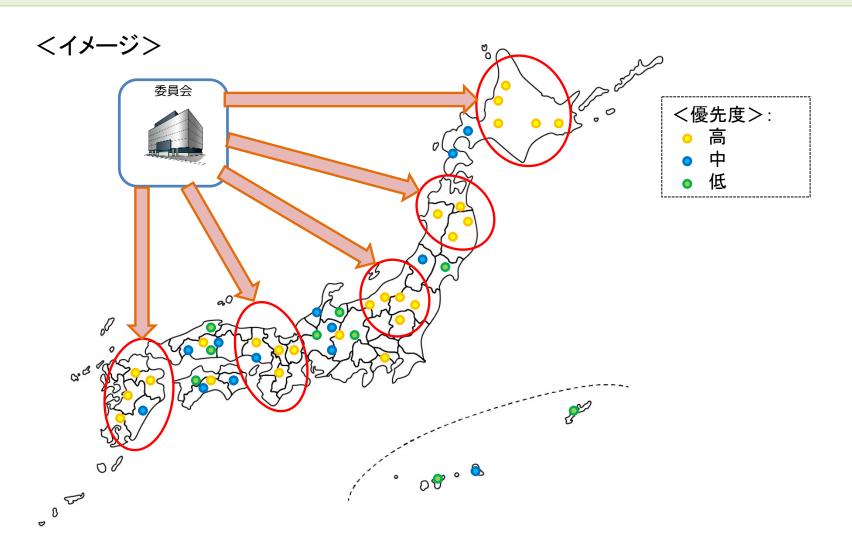
	個人情報ファイル	有していると思わ	機微情報を含む個人情報ファイルを 多数保有していると思われる部署					
順	首長部局	行政委員	<u>수</u>	首長部局	会			
位	部署	回答数	委員会等	回答数	部署	回答数	委員会等	回答数
1	福祉系	427団体	教育委員会	459団体	福祉系	142団体	教育委員会	163団体
2	住民課系	91団体	選挙管理委員会	33団体	住民課系	68団体	選挙管理委員会	26団体
3	産業系(※)	50団体	病院系	26団体	課税系	10団体	病院系	7団体
4	課税系	42団体	消防長等	23団体	病院系	2団体	消防長等	5団体
5	教育系	5団体	農業委員会	17団体	産業系	2団体	公営企業	3団体
	(総回答数)	658団体	(総回答数)	600団体	(総回答数)	256団体	(総回答数)	235団体

※産業系:農林水産、都市計画、施設整備、建築、上下水道関係の部署。

Ⅱ 具体的な監視・監督方法

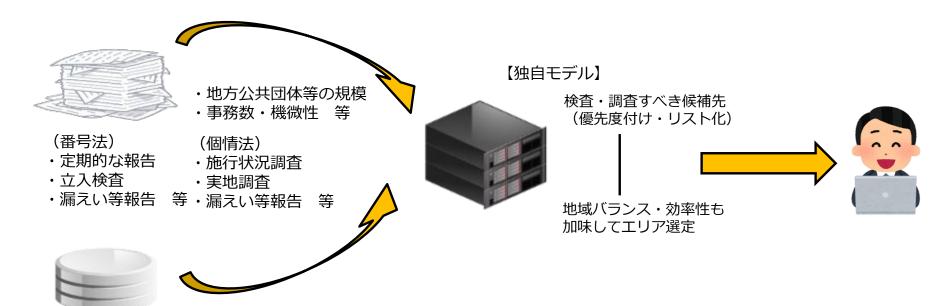
#### 1. 計画的な立入検査・実地調査の全体的な考え方

- 令和5年度から開始する地方公共団体等に対する実地調査は、令和4年度から開始している行政機関等に対する定期的・計画的な 実地調査と同様に、番号法に基づく立入検査における知見やスキルを活かすべく、立入検査と一体的に行う。
- 〇 検査・調査先については、各地方公共団体等における<u>漏えい等のリスク評価をベースとして優先度を付し、実地訪問の効率性や地</u>域バランス等も加味した上でエリア選定を行う。



#### 2. 立入検査・実地調査先選定の自動化

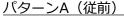
- 立入検査・実地調査先選定の独自モデルを構築し、
- ① 各地方公共団体等における漏えい等のリスク評価に有用な情報(※)を変数として分析することで、すべての地方公共団体等をリスクの高低に基づいて優先度付け・リスト化。
- ② その上で、優先度の高い地方公共団体等について、地域バランスを考慮しつつ、検査・調査先数の引き上げも念頭に実地訪問の効率性等も加味してエリア選定を行い、各エリアごとに検査・調査を行っていくこととする。
- ※ 地方公共団体等の規模、(特定)個人情報を取り扱う事務数・機微性、定期的な報告・施行状況調査の結果、過去の立入検査・実地調査 の結果、漏えい等報告の有無・大小、特定個人情報保護評価書の種別、監視・監督システムでの不正兆候分析の結果 等。



- · 不正兆候分析
- 保護評価(リスク評価)

### 3. 地方公共団体等の規模・所在に応じた検査・調査班編制とデジタル技術の活用による効率的な検査・調査

- 地方公共団体等の規模・所在に応じた現地検査官の編成パターンの組み合わせ及びデジタル技術の活用により、効率的に検査・調査を行う。
- 小規模、遠隔地の地方公共団体等については、Webカメラ・会議システムの活用により現地検査官の絞り込みによる効率化を図る。
  - パターンA: 都道府県、政令市を想定。班全員が現地検査官として訪問。(従前は、パターンAのみで検査を実施。)
  - パターンB:中核市、一般市(遠隔地以外)を想定。班員は2チームの現地検査官に分かれて訪問。
  - パターンC:一般市(遠隔地)、町村等を想定。班員のうち1~2名のみ現地検査官として訪問。Webカメラ・会議システムの活用。
    - ※ パターンCにおいては、システム等に知見のある職員を有効に活用。



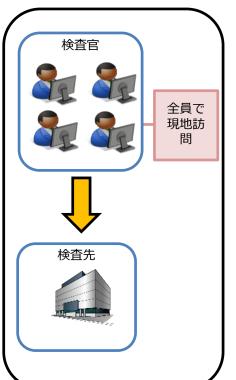
都道府県、政令市

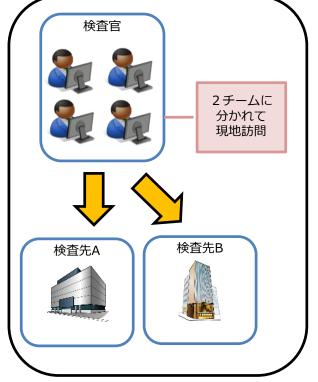
<u>パターンB</u>

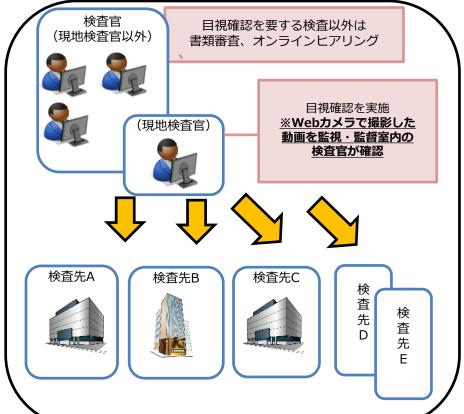
中核市、一般市(遠隔地以外)

パターンC(デジタル活用)

一般市(遠隔地)、町村等

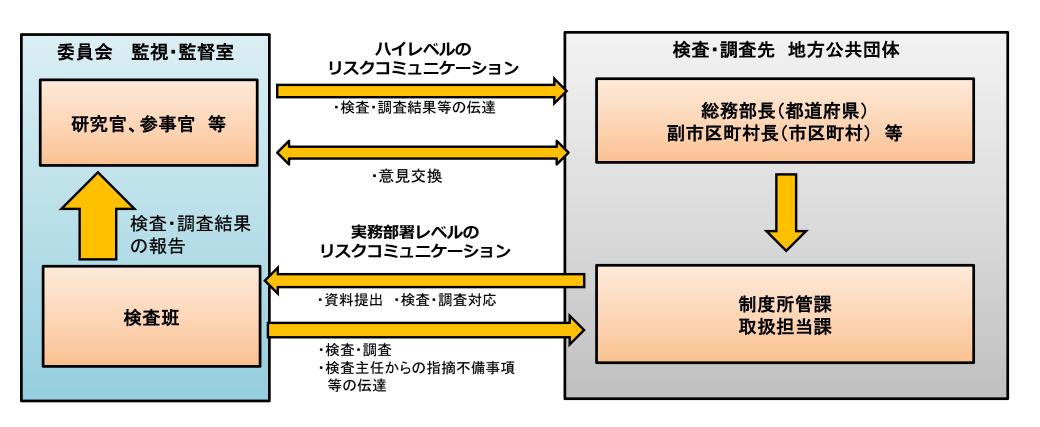






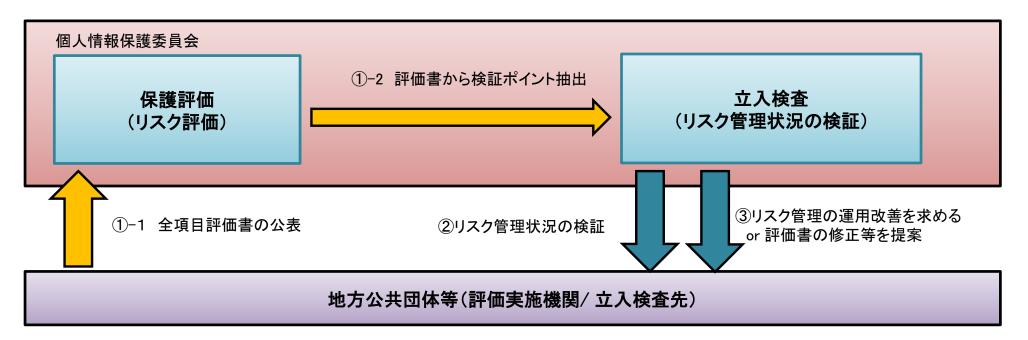
#### 4. 各地方公共団体におけるハイレベルのリスクコミュニケーションの新設

- 立入検査・実地調査を行った地方公共団体のマネジメント層との間でハイレベルのリスクコミュニケーションの場を新設し、 検査・調査における指摘事項等を伝達することで、改善に向けた的確かつ迅速な取組みを促す。
- 併せて、リスク管理等に関する意見交換を実施することで、検査・調査では明確になり難いガバナンス面等の課題についても把握し、アドバイス等の支援を実施する。



#### 5. 保護評価と立入検査の連動によるリスク評価・検証の精度向上(本対応策は番号法に基づく立入検査のみ)

- 地方公共団体等自身による保護評価(リスク評価)と委員会による地方公共団体等への立入検査(リスク管理状況の検証)をこれまで以上に連動 させることにより、相乗効果を発揮させ、リスク評価・検証の精度向上を図ることとする。具体的には、以下のような取組みが想定される。
  - ① 立入検査予定の地方公共団体等の全項目評価書を確認、リスク対策等に関する検証ポイントを抽出。
  - ② 立入検査時、上記の検証ポイントに関する、現場でのリスク管理の運用状況を確認、検証。
  - ③ 評価書の記載内容と比べて、現場におけるリスク管理の運用等が不十分である場合
    - → 立入検査におけるその他指摘事項と併せて、評価書のリスク対策水準への改善を求める。
    - 逆に、現場のリスク管理の運用等と比べて、評価書の記載内容が不足している場合
      - → リスク管理の適切な運用等の継続性の観点から、評価書の修正等を提案する。
    - ── 番号法に基づく定期的な報告においても、保護評価に関する項目を追加することとし、リスク意識の維持・向上を図ることとする。



#### 6. 個別の検査項目に対応した委員会資料の活用促進

- 委員会から公表している法令・ガイドライン等の理解深耕に資するよう様々な参考資料等の案内を行い、これらの更なる活用の推進を図ることとする。
- 「総括的な資料」は、すべての項目の底上げに有効であり、「各論的な資料」は、重点的な項目の改善に有効であることから、各地方公共団体等の状況に応じた参考資料等の活用促進を図るなど、細やかな対応を行うこととする。
- 特定個人情報の取扱いに関する参考資料等だけでなく、個人情報の取扱いに関する参考資料等についても今後更なる充実を図り、同様に 活用の推進を図っていく。

#### 特定個人情報の取扱いに関する参考資料等

#### (総括的な資料)

- ▶ 特定個人情報の適正な取扱いのための各種研修資料 特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者、保護責任者、セキュリティ担当者等が、安全管理措置を学ぶための研修資料。制度の概要と安全管理措置について、図表を使用して理解しやすいように整理している。
- ▶ 行政機関等及び地方公共団体等による特定個人情報の適正な取扱いのためのポイント~立入検査における指摘事例と着眼点~立入検査における典型的な指摘事例と、それぞれの事例に対して求められる対応のポイントが簡潔に整理され、関連する参考資料のURL等も示している。

#### (各論的な資料)

- ▶ 特定個人情報等のデータ入力業務の委託先に対する監督について
- ▶ 特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について
- ▶ 地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル ~はじめての監査のために~(全体版)
- ▶ 地方公共団体等における監査のためのチェックリスト~マイナンバーの適正な取扱いのために~
- ▶ 特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント
- ▶ 特定個人情報の漏えい等の防止について一地方公共団体における単純な事務ミスを防止するための着眼点一等
- ※ その他、法令・規則・ガイドライン関係の資料、漏えい等発生時の報告等に関する資料、個人情報の取扱いに関する資料など、 多くの参考資料等を作成・公表している。